

令和4年度 部活動の地域移行のあり方検討委員会

日時 令和5年3月3日(金) 15:00～

場所 神戸市総合教育センター 701号室

議 事 次 第

1 開 会

委員長あいさつ

2 協議・検討事項

(1) 協議・検討事項の確認

(2) 協議・検討内容

① 実態調査(アンケート)結果に関する検討

② 令和5年度における休日部活動の段階的な地域移行を見据えた取組について

(3)意見交換

(4)その他

3 事務連絡

4 閉 会

目 次

・部活動の地域移行のあり方検討委員会	開催要綱	P 1
・部活動の地域移行のあり方検討委員会	傍聴要綱	P 2
・部活動の地域移行のあり方検討委員会	委員名簿	P 3
・部活動の地域移行のあり方検討委員会	開催要項	P 4
・部活動の地域移行のあり方検討委員会	年間スケジュール	P 5

部活動の地域移行のあり方検討委員会開催要綱

令和4年11月9日
教育長決定

(趣旨)

第1条 本市におけるこれまでの部活動の取組を検証するとともに、今後の部活動の地域移行のあり方について検討するため、部活動の地域移行のあり方検討委員会(以下「検討委員会」という。)を開催する。

(委員)

第2条 検討委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 前号に掲げる者のほか、教育長が特に必要があると認める者
- 2 委嘱する委員の人数は、20名以内とする。
- 3 前項の規定に関わらず、特別の事項を検討する必要がある場合、教育長は、臨時の委員を委嘱することができる。

(委嘱期間)

- 第3条 委員の委嘱期間は、委嘱の日から1年以内とする。
- 2 補欠の委員の委嘱期間は、前任者の残任期間とする。
- 3 臨時の委員は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する検討が終了したときは、解嘱されるものとする。

(委員長及び副委員長の指名)

- 第4条 教育長は、委員の中から委員長及び副委員長を指名する。
- 2 委員長は、検討委員会の進行をつかさどる。
- 3 副委員長は、委員長に事故があるときは、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(検討委員会の公開)

- 第5条 検討委員会は、これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、教育長が公開しないと決めたときは、この限りでない。
- (1) 神戸市情報公開条例(平成13年神戸市条例第29条)第10条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合
 - (2) 検討委員会を公開することにより公正かつ円滑な検討委員会の進行が著しく損なわれると認められる場合
- 2 検討委員会の傍聴については、教育長が別に定める。

(施行細目の委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の開催に必要な事項は、児童生徒担当部長が定める。

附 則(令和4年11月9日決裁)

この要綱は、令和4年11月10日より施行する。

部活動の地域移行のあり方検討委員会傍聴要綱

令和4年11月9日
教育長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、部活動の地域移行のあり方検討委員会開催要綱(令和4年11月9日決定)第5条第2項の規定に基づき、部活動の地域移行のあり方検討委員会の傍聴に関し必要な事項を定める。

(傍聴席の区分)

第2条 会場に傍聴席を設けるものとし、傍聴席は、一般席及び記者席に分ける。

(傍聴の手續)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴章の交付を受け、着用しなければならない。

(傍聴章)

第4条 傍聴章は、会議当日所定の時間及び場所で、傍聴受付票に名前及び連絡先を記入することにより交付する。

2 所定の時間において第6条に定める定員を超えた場合は、傍聴受付票に記入した者の中から抽選を行い、傍聴章を交付する。

3 傍聴章の交付を受けた者は、交付を受けた日に限り、一般席で傍聴することができる。

(傍聴章の返還)

第5条 傍聴章の交付を受けた者は、傍聴を終え、退場しようとするときは傍聴章を返還しなければならない。

(傍聴人の定員)

第6条 一般席の傍聴人の定員は20人とする。ただし、委員長が特に決める場合は、この限りではない。

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるものを持っている者

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てないこと。
- (3) 飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

(撮影及び録音等の禁止)

第9条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に教育委員会事務局児童生徒担当部長の許可を得た者は、この限りではない。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、会議を非公開とする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第11条 傍聴人は、すべて事務局職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第12条 傍聴人がこの要綱に違反するときは、委員長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則(令和4年11月9日決裁)

この要綱は、令和4年11月10日より施行する。

(参考1)傍聴章

(参考2)傍聴受付票

部活動の地域移行のあり方検討委員会
傍 聴 章
No. _____

傍 聴 受 付 票(No. _____)	
【会議名】第 回 部活動の地域移行のあり方検討委員会	
【開催日】令和 年 月 日()	
名 前	連 絡 先

部活動の地域移行のあり方検討委員会 委員名簿

※敬称略 順不同

委 員 名	役 職 等
あさ い ひろ ゆき 浅井 浩之	神戸市吹奏楽連盟 理事長
いし づか だい すけ 石塚 大輔	スポーツデータバンク(株) 代表取締役社長
お さか み ほ 小坂 美保	神戸女学院大学 体育研究室 准教授
さい とう かつ ひろ 齋藤 勝洋	神戸市立中学校 PTA 連合会 会長
す どう こう じ 須藤 晃司	神戸市民文化振興財団 常務理事
なか た すすむ 中田 進	神戸総合型地域スポーツクラブ 全市連絡協議会 会長
ふる た たかし 古田 隆	神戸市スポーツ協会 常務理事
もり た ひろ ゆき 森田 啓之	兵庫教育大学大学院 生活・健康・情報系教育コース(保健体育) 教授
ほし てる ゆき 星 輝幸	神戸市立太山寺中学校長
あかまつ み な こ 赤松 三菜子	神戸市立高倉中学校長

令和4年度 部活動の地域移行のあり方検討委員会(第3回) 開催要項

1 趣 旨

本市におけるこれまでの部活動の取組を検証するとともに、今後の部活動の地域移行のあり方について検討するため、部活動の地域移行のあり方検討委員会を開催する。

2 日 時 令和5年3月3日(金) 15:00~17:00

3 場 所 総合教育センター7階 701号室(702号室、704号室)

4 委 員 別紙委員名簿参照

5 内 容

(1) 開 会

委員長あいさつ

(2) 協議・検討内容

① 実態調査(アンケート)結果に関する検討

② 令和5年度における休日部活動の段階的な地域移行を見据えた取組について

(3)事務連絡

(4)閉 会

今 後 の 予 定

日程(令和4年度)	主な内容	備 考
11月10日(木) 10:00~12:00	第1回 検討委員会 ① 本市の現状 ② 今後の検討の進め方	神戸市総合教育センター 701 会議室
12月15日(木) 15:00~17:00	第2回 検討委員会 ① 実態調査(アンケート)項目の検討 ② 持続可能な部活動のあり方 ・拠点校部活動の課題と今後のあり方 ・平日部活動と移行後の休日活動との 連携、調整のあり方	神戸市産業振興センター 会議室(801) 特別会議室(601)
3月3日(金) 15:00~17:00	第3回 検討委員会 ① 実態調査(アンケート)結果に関する検討 ② 令和5年度における休日部活動の段階的な 地域移行を見据えた取組について	神戸市総合教育センター 701 会議室

※ 令和5年度以降も、部活動の地域移行のあり方検討委員会を継続実施する予定

令和5年3月3日

児童生徒課

令和5年度における休日部活動の段階的な地域移行を見据えた取り組みについて

地域移行に関係する令和5年度予算(令和5年度予算記者提供資料より)

事業名 中学校部活動の地域移行に向けた取り組み

【背景・事業趣旨】

「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」(令和4年12月、スポーツ庁・文化庁策定)において、休日における学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行について、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間とし、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すとしている。

休日部活動の地域移行にあたっては、その受け皿となるスポーツ団体等の整備や、スポーツ指導者の質・量の確保、保護者の経済的負担軽減など、様々な課題への対応が必要である。本市において令和4年11月から開催している「部活動の地域移行のあり方検討委員会」の意見や児童生徒や保護者等のニーズ、国の方針を踏まえながら、子供たちがそれぞれの個性や能力を伸ばし、社会性や人間性を育ていける活動とするためには、どのような形が望ましいのか、関係部局や団体とも連携しながら取り組んでいく。

【事業概要】

○休日部活動の段階的な地域移行に向けたモデル事業の実施 <予算額5,000 千円>

- ・実施概要:文部科学省が実施している「地域部活動推進事業」を活用したモデル事業(実践研究)に引き続き、令和5年度は、地域で活動するクラブ等を受け皿とした実践研究など、これまでの実践研究とは異なる新たなモデル事業を実施する。
- ・実施時期:令和5年8月～

○部活動コーディネーターの配置等 <予算額9,000千円>

- ・実施概要:学校や関係機関との調整を行うために、部活動コーディネーターを配置する。
また、令和4年11月から開催している「部活動の地域移行のあり方検討委員会」を引き続き実施する。
- ・実施時期:検討委員会の実施 令和5年4月～(年4回程度)
コーディネーターの配置 令和5年4月～

○部活動の指導等を行う部活動指導員を引き続き配置 <予算額118,297千円>

- ・実施概要:顧問教員の多忙化解消と持続可能な部活動運営をはかるため、教員に代わって部活動の指導等を行う部活動指導員を引き続き配置する。
- ・配置人数:外部顧問164人、外部支援員82人(各中学校・義務教育学校に3名配置)